

専用水道設置者各位

千葉市保健所長
(公印省略)

専用水道の適正な管理の徹底について

日ごろから保健衛生行政にご協力いただき、感謝を申し上げます。

専用水道の管理に係る技術上の業務に関しましては、従来から水道法に基づき水道技術管理者を中心に行われているところですが、今般、千葉県柏市の食品工場において、同工場の設置する専用水道から水質基準項目であるシアン化物イオン及び塩化シアン並びに塩素酸が基準を超過して検出されたにもかかわらず、直ちに適切な措置が講じられず、相当程度の期間にわたり当該水道が飲用及び食品加工用に使用され続けるなどの状況が明らかになりました。

このことを踏まえ、専用水道の適正な管理及び危機管理の強化のため、特に下記事項についてその一層の徹底を図るようお願い申し上げます。

記

- 1 水道法第20条（同法第34条に基づき専用水道設置者に準用）に基づく定期及び臨時の水質検査を確実に実施し、水質異常時には直ちに原因究明を行い、必要な対策を講じること。（参考資料参照）
特に、一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン又は水銀及びその化合物が基準を超えていることが確認された場合や、消毒が不可能となった場合には、直ちに給水の緊急停止措置を講じること。
- 2 1により水質異常時には、速やかにその旨を関係者に周知するとともに、保健所に報告すること。

<参考>

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号水道課長通知）
千葉市保健所環境衛生課のホームページからダウンロードできます。

担当 環境衛生課施設指導係 奥平、水村
TEL 238-9940 FAX 238-9945